



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

- 大和高田市営住宅対策協議会規則及び大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(企画法制課)……………3
- 大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(教育総務課)……………3
- 短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則……………(都市計画課)……………5

### 訓令

- 大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(庁舎建設準備室)……………5
- 大和高田市有バス使用規程……………(財産管理課)……………7

### 告示

- 大和高田市業者選定等審査会要綱等の一部を改正する告示……………(企画法制課)……………10
- 大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱の一部を改正する告示……………(児童福祉課)……………10
- 大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱の一部を改正する告示……………(産業振興課)……………10
- 電子公印の使用……………(財産管理課)……………15
- 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)の要領の公表……………(財政課)……………15
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……………16
- 引取りのない放置自転車等の処分……………( )……………17
- 公示送達……………(収納対策室)……………17
- 大和高田市有バス使用規程を廃止する告示……………(財産管理課)……………18
- 団体活動における大和高田市有バスの使用に関する要綱の一部を改正する告示……………( )……………18
- 公示送達……………(収納対策室)……………19
- 公示送達……………( )……………19

### 公告

- 大和高田市立病院院内滅菌業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(病院総務課)……………19
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課)……………22
- 平成29年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……………22
- 市営住宅新規募集に伴う室内改修(磯野1号棟106、2号棟203・306)に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……………25
- 市営住宅新規募集に伴う室内改修(サンライズ311、サンシャイン303・305)に関する条件付き一般競争入札公告……………( )……………27
- 浮孔西小学校緊急放送設備改修工事に関する条件付き一般競争入

札公告	(契約監理室)	30
○高田千本桜大中公園周辺他川沿いの桜剪定管理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	32
○平成29年度 大和高田市航空写真撮影業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	( 〃 )	35
<b>教育委員会</b>		
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示	(教育総務課)	38
○教育委員会10月定例委員会の招集	( 〃 )	38
<b>選挙管理委員会</b>		
○選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会)	38
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙等の交付場所並びに不在者投票の記載場所	( 〃 )	39
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙において在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所	( 〃 )	39
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票所	( 〃 )	39
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における指定在外選挙投票区の指定	( 〃 )	39
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における開票の日時及び場所	( 〃 )	39
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙において開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う日時及び場所	( 〃 )	40
○選挙管理委員会の招集	( 〃 )	40
○大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	( 〃 )	40
○平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所等	( 〃 )	40
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における大和高田市期日前投票所	( 〃 )	41
○平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所	( 〃 )	41
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所投票管理者等の選任	( 〃 )	41
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票管理者等の選任	( 〃 )	41
○平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における開票区の開票管理者等の選任	( 〃 )	42
<b>農業委員会</b>		
○農業委員会11月定例委員会の招集	(農業委員会)	42
<b>公営事業</b>		
○水道事業指定給水装置工事事業者の廃止	(水道総務課)	42

○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(旭北町・今里町)に関する条件付き一般競争入札公告……………(水道総務課)……42

**規則**

**規則第35号**

大和高田市営住宅対策協議会規則及び大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市営住宅対策協議会規則及び大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
(大和高田市営住宅対策協議会規則の一部改正)

第1条 大和高田市営住宅対策協議会規則(平成8年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建築住宅課」を「営繕住宅課」に改める。

(大和高田市営住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市営住宅条例施行規則(平成9年規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第11号、様式第16号及び様式第17号中「建築住宅課」を「営繕住宅課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**規則第29号**

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則(平成29年規則第1号の2)の一部を次のように改正する。

第4条中「学校給食費等申込書」を「学校給食申込書兼食物アレルギー調査票」に改める。

様式第1号を次のように改める。

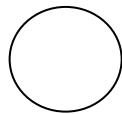
様式第1号(第4条関係)

大和高田市学校給食申込書兼食物アレルギー調査票

[大和高田市学校給食申込書]

(あて先) 大和高田市長 殿

年 月 日

保 護 者	住 所	〒 ー	
	フリガナ		認 印 
	名 前		
	電話番号		

児童・生徒・園児	入学(園)・転入・ 学校(園)名	大和高田市立	<input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 幼稚園	年 組 番
	フリガナ			歳児 組
	名 前			生年 月日
				年 月 日

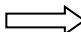
私は、上記の児童、生徒又は園児が大和高田市立小学校、中学校又は幼稚園に在籍に限り、小学校、中学校又は幼稚園にて提供される学校給食を申し込みます。

〔食物アレルギー調査票〕

食物アレルギー疾患のあるお子さんの学校・園生活をより安心して安全なものとするためお子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。

下記の問いの該当するものに○印をつけ、それ以外は具体的にご記入のうえ提出してください。

問1 現在、お子さんに食物アレルギーはありますか？

(1) はい ・ (2) いいえ  「いいえ」にお答えいただいた方の調査はここで終了です。ご協力ありがとうございました。



「はい」にお答えいただいた方は裏面もご記入下さい。

問2 食物アレルギーで、医師の診察を現在受けていますか？

(1) はい【最新の受診年月（ 年 月）】 ・ (2) いいえ

問3 食物アレルギーの原因食品は何ですか？

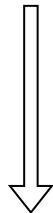
問4 家庭では、どのような対応をしていますか？

- (1) 医師の指導のもと除去食をしている。
- (2) 独自で除去食をしている。
- (3) 特にしていない。

問5 学校給食におけるアレルギー食対応を希望しますか？

(1) 希望する ・ (2) 希望しない

- 理由：1 家庭で特にしていない。  
 2 医師の指導により学校給食における対応の必要はない。  
 3 その他（ ）



調査はこれで終了です。  
 ご協力ありがとうございました。

「希望する」と回答された方には、後日、市教育委員会より「学校給食における食物アレルギー対応について」の文書を送付します。

なお、学校給食でのアレルギー食対応については、下記のとおり基準を設けており、この調査がすぐに対応をきめるものではありませんので、ご了承ください。

【 学校給食でのアレルギー食対応についての基準 】

- ① 医師により食物アレルギーと診断され、定期的に受診をしていること。
- ② 主治医による「学校生活管理指導表」（診断書）を提出していただき、学校給食で食物アレルギーの配慮や管理が必要であると指示されていること。
- ③ 家庭でも除去食を実施していること。

※ 本市学校給食における食物アレルギー対応については、申請のあった原因食品を除いて給食を提供する「除去食」の対応をさせていただきます。

※ 学校給食アレルギー食対応にあたり、必要に応じて面談等をお願いする場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第31号

短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

短期譲渡所得土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則（平成13年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第4号の2

大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年9月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務委託事業者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務を委託する事業者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市新庁舎建設事業管理支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項  
(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画政策部長
- (3) 財務部長
- (4) 環境建設部長
- (5) 上下水道部長
- (6) 財産管理課長
- (7) 奈良県職員（事務職）
- (8) 奈良県職員（技術職）

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、財務部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第6条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部庁舎建設準備室において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

## 訓令第5号

大和高田市有バス使用規程を次のように定める。

平成29年10月26日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市有バス使用規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、大和高田市公用車管理規程（平成14年訓令第8号）に定めるもののほか、大和高田市有バス（以下「市有バス」という。）の適正かつ効率的な運用及び安全な運行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（使用）

第2条 市有バスは、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- （1）市の事務事業に係る各種会議、研修、視察、調査等において使用するとき。
- （2）市が主催し、又は共催する各種行事において使用するとき。
- （3）国、県若しくは他の市町村又は市内の公共的団体等が主催する行事への参加において使用するとき。
- （4）市の審議会、委員会等が所掌事項に係る調査活動等において使用するとき。
- （5）市議会議員の研修、視察、調査等において使用するとき。

（運行日、運行時間、運行距離等）

第3条 市有バスの運行日は、次に掲げる日以外の日とする。

- （1）土曜日及び日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市有バスの運行時間は、午前8時から午後5時までとする。

3 市有バスの運行距離は、1日400キロメートル以内とし、宿泊を伴わないものとする。

（使用願の提出）

第4条 市有バスを使用しようとする所属の長は、市有バス使用願（様式第1号。以下「使用願」という。）に必要書類を添えて財産管理課長に提出しなければならない。

2 前項の所属の長は、使用願の提出に当たり市有バス乗車中の事故だけでなく、乗車中以外の不測の事態に備え傷害保険の加入等必要な措置を講じなければならない。

3 使用願は、使用しようとする日の60日前から30日前までの期間に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（使用の承認）

第5条 財産管理課長は、前条の規定により使用願の提出があったときは、速やかにその適否を審査し、承認することが適当であると認めたときは、使用を承認するものとする。

2 財産管理課長は、必要があると認めるときは、使用承認に条件を付することができる。

3 市有バスの使用承認は、使用願の提出順に行うものとする。

4 財産管理課長は、特別な事情があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず市有バスの運行日、運行時間及び運行距離を変更し、又は宿泊を伴う使用を承認することができる。

（使用承認後の処理）

第6条 財産管理課長は、使用承認を受けた所属の長（以下「使用者」という。）に安全運行、乗車中の遵守事項等市有バスの適正な使用について説明しなければならない。

2 使用者は、使用予定日の2日前までに市有バス乗車名簿（様式第2号）を財産管理課長に提出しなければならない。

3 使用者は、使用予定日以外の使用願の内容に変更があったときは、速やかに変更内容を財産管理課長に届け出なければならない。

（使用承認の取消し等）

第7条 財産管理課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に行った市有バスの使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは変更することができる。

- (1) 緊急かつ重要な公務に対応するため、市有バスを確保し、運行しなければならない事態が生じたとき。
- (2) 運行経路の道路状況、気象状況等により、市有バスの運行に支障があると認められるとき。
- (3) その他市有バスの運行が不可能となる事態が生じたとき。

（経費の負担）

第8条 有料道路通行料金、駐車場料金その他市有バスの使用に必要な経費は、使用者が負担するものとする。

（遵守事項）

第9条 市有バスを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運行計画から逸脱する経路の走行を要求しないこと。
- (2) 車内に危険物又は市有バスの故障若しくは汚損の原因となる物品を持ち込まないこと。
- (3) 市有バスを汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 車内の清潔保持に努めること。
- (5) 市有バスの運行中は、運転手の指示に従うこと。
- (6) その他市有バスの安全な運行を妨げないこと。

（運転手に対する協力）

第10条 使用者は、運行中の安全確保を図るため、必ず運行補助員1名を添乗させなければならない。

2 運行補助員は、運転手の指示に従うとともに、その運行に協力し、安全に市有バスの使用が完了するよう努めなければならない。

（運行業務の委託）

第11条 市長は、市有バスの運行について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者に運行業務を委託することができる。

（補則）

第12条 この訓令に定めるもののほか、市有バスの使用について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

市有バス使用願

年 月 日

殿

申請課  
所属長名  
担当者  
連絡先

使用団体名等	団体名 代表者氏名	電話
--------	--------------	----



	(緊急の連絡先)
使用目的	
乗車人員	大人 人、子供 人
使用日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
行き先	
出発場所	
当日責任者	氏名
運行補助員	氏名
運行計画(予定時刻を入れて、できるだけ詳しく記入してください。)	
.....	
予定時刻	
.....	
.....	
.....	

様式第2号(第6条関係)

市有バス乗車名簿

使用年月日 年 月 日( )  
行き先

団体名				代表者			
運行補助員				運行補助員			
番号	氏名	年齢	住所	電話番号	摘要		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							

20					
----	--	--	--	--	--

この名簿は、交通事故その他の不測の事態に備え必要とするものであり、市有バスの使用完了後速やかに廃棄します。

## 告 示

### 告示第41号

大和高田市業者選定等審査会要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市業者選定等審査会要綱等の一部を改正する告示

(大和高田市業者選定等審査会要綱の一部改正)

第1条 大和高田市業者選定等審査会要綱(平成14年告示第72号の2)の一部を次のように改正する。

第12条第4項第2号中「建築住宅課」を「営繕住宅課」に改める。

(大和高田市建設工事総合評価落札方式実施要綱の一部改正)

第2条 大和高田市建設工事総合評価落札方式実施要綱(平成21年告示第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項第3号中「建築住宅課長」を「営繕住宅課長」に改める。

(大和高田市支援調整会議設置要綱の一部改正)

第3条 大和高田市支援調整会議設置要綱(平成27年告示第53号)の一部を次のように改正する。

別表中「建築住宅課長」を「営繕住宅課長」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

### 告示第55号

大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱(平成19年告示第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「任用」を「委嘱」に改める。

第3条の見出し中「任用」を「委嘱」に改め、同条第1項中「非常勤特別職」を「非常勤の特別職」に改め、同条第2項本文中「任用期間」を「任期」に改め、同項ただし書中「再任用」を「再任」に改め、同条第3項中「任用期間」を「任期」に改める。

第6条中「7,200円」を「8,000円」に改める。

第7条中「事項の一切について秘密を守らなければ」を「秘密を他に漏らしては」に改める。

第8条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

### 告示第99号の2

大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年7月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市青年就農給付金(経営開始型)給付事業交付要綱(平成27年告示第105号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市農業次世代人材投資事業実施要綱

第1条中「青年就農給付金(経営開始型)」を「農業次世代人材投資資金」に、「給付金」を「資金」に、「を給付」を「又は経営発展支援金を交付」に、「給付」を「交付」に、「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱」を「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」に改める。

第2条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条中「給付金の給付」を「資金の交付」に、「給付」を「交付」に、「別記1第5の2の(1)に定める新規就農者」を「に掲げる交付要件を満たす者」に改める。

第3条の見出しを「(交付額及び交付期間)」に改め、同条中「原則として、給付金の額は」を「資金の交付額は、原則として」に、「給付期間」を「交付期間」に、「実施要綱別記1第5の2の(2)のイの要件を満たす場合の給付金の額」を「夫婦で農業経営を開始し、実施要綱に掲げる要件を全て満たす場合の交付額の合計額」に改める。

第4条の見出しを「(資金の交付承認)」に改め、同条第1項中「給付金の給付」を「資金の交付」に改め、同条第2項中「青年等就農計画等の内容について審査し、第2条に規定する要件を満たし」を「青年等就農計画の提出があった場合において」に、「適当」を「適当である」に、「青年就農給付金(経営開始型)受給承認通知書」を「農業次世代人材投資資金の交付承認(不承認)通知書」に改める。

第5条中「受給」を「交付」に改める。

第6条の見出し中「給付」を「交付」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「受給」を「交付」に、「給付金の給付申請」を「資金の交付申請」に改め、同項第1号中「青年就農給付金(経営開始型)給付申請書」を「農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付申請書」に改め、同条第2項中「給付申請」を「交付申請」に改め、同条第3項中「給付」を「交付」に改める。

第7条の見出し中「給付金の給付」を「交付」に改め、同条第1項中「規定による給付申請があったときは、その内容を審査し、」を「交付申請があった場合において」に、「申請者」を「交付適格者」に、「青年就農給付金(経営開始型)給付決定及び額の確定通知書」を「農業次世代人材投資資金交付決定及び額の確定通知書」に改め、同条第2項中「給付」を「交付」に改め、同条第3項中「規定による給付」を「交付」に、「給付」を「交付」に改め、「まで」を削る。

第8条の見出し中「給付金の給付と」を「資金の」に改め、同条第1項中「前条の規定により給付金の給付決定及び額の確定を受けた者(以下「給付確定者」という。))は、青年就農給付金(経営開始型)請求書(様式第3号。以下「請求書」という。))」を「交付適格者は、前条の交付決定及び額の確定があったときは、農業次世代人材投資資金請求書(様式第3号)」に改め、同条第2項中「給付確定者に給付金を給付」を「交付適格者に資金を交付」に改め、同条第3項中「給付金の給付」を「資金の交付」に、「行う。」を「行うものとする。」に改める。

第9条を削る。

第10条第1項中「受給者」を「交付適格者」に、「給付期間内及び給付期間終了後3年間、」を「交付期間内の」に、「その直前」を「、その直前」に、「就農状況報告書(実施要綱別記第1別紙様式第9号)」を「実施要綱に定める就農状況報告」に改め、同条第3項を削る。

第10条第2項中「前項の就農状況報告書」を「前2項の就農状況報告」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 交付適格者は、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までに、その直前6月の実施要綱

に定める就農状況報告及び作業日誌を市長に提出しなければならない。

第10条に次の2項を加え、同条を第9条とする。

4 交付適格者は、交付期間内及び交付期間終了後5年以内に農業経営を中止し、離農した場合は、実施要綱に定める離農届を市長に提出しなければならない。

5 市長は、資金の適正かつ効率的な運用を図るため、交付適格者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第11条中「給付金の給付」を「資金等の交付」に改め、同条を第15条とする。

第9条の次に次の5条を加える。

（中間評価）

第10条 市長は、交付期間の2年目が終了した交付適格者に対し、中間評価を行う。

2 前項の中間評価の実施方法は、実施要綱を勘案して市長が別に定める。

（経営発展支援金）

第11条 前条の中間評価で実施要綱に定めるA評価相当とされた者は、3年目以降の資金の交付に代えて、実施要綱に定める経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を申請することができる。

2 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出して支援金の交付申請を行わなければならない。

（1）実施要綱に定める経営発展支援金交付申請書

（2）その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の交付申請があった場合において、その内容が適当と認めるときは、交付申請を行った者に対し農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）交付決定及び額の確定通知（様式第4号）により通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

5 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

6 第9条第2項から第5項までの規定は、支援金の交付を受けた場合について準用する。この場合において、同条中「交付適格者」とあるのは「支援金の交付を受けた者」と読み替えるものとする。

7 支援金の交付を受けた者は、事業完了後1月以内又は当該事業年度の3月末日までに実施要綱に定める経営発展支援金実績報告書を市長に提出するものとする。

（指示及び検査）

第12条 市長は、資金又は支援金（以下「資金等」という。）の交付を受けた者に対し、この事業の適正な執行を図るため、必要な指示及び書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、資金等の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、資金等の交付の決定を取り消すことができる。

（1）前条の規定による市長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

（2）偽りその他不正な手段により資金等の交付を受けたとき。

（資金等の返還）

第14条 市長は、前条の規定により資金等の交付の決定を取り消した場合において、既に資金等交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、第12条の規定による検査の結果、実施要綱に定める返還の規定に該当するものが認められた場合には、当該資金等の返還を命じるものとする。

様式第1号中「青年就農給付金（経営開始型）受給承認通知書」を「農業次世代人材投資資金の交付承認（不承認）通知書」に、「年度青年就農給付金（経営開始型）の受給」を「農業次世代人材投資資



住所  
氏名  
印

下記のとおり資金を交付されたく請求します。

記

交付請求額	金	円
交付決定額	金	円

ただし、 年 月 日付け 第 号で決定の通知があった農業次世代人材投資資金

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

農業次世代人材投資資金(経営発展支援金) 交付決定及び額の確定通知

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)について、  
下記のとおり決定及び確定したので通知します。

なお、 年 月 日までに農業次世代人材投資資金(経営発展支援金) 請求書(様式第5号)を  
提出してください。

記

交付申請額	金	円
交付決定額	金	円

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

農業次世代人材投資資金(経営発展支援金) 請求書

大和高田市長 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり支援金を交付されたく請求します。

記

交付請求額	金	円
交付決定額	金	円

ただし、 年 月 日付け 第 号で決定の通知があった農業次世代人材投資資金(経営発展支援金)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第117号の3

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条第1項の規定により電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成29年9月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

公印に関する事項

公印の名称	市長印
寸法	方20mm
使用する理由	業務システム調整に伴い、事務の迅速化及び効率化を図るため。
使用開始年月日	平成29年9月15日
印影	市長印印影

使用する文書

担 当 課	学校教育課
文書の名称	支給認定証 支給認定通知書

告示第123号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成29年9月28日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成29年9月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)

平成29年度大和高田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,583,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 県支出金		1,486,101	24,000	1,510,101
	3. 県委託金	94,841	24,000	118,841
補正されなかった科目に係る額		22,073,749	0	22,073,749
歳入合計		23,559,850	24,000	23,583,850

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,108,580	24,000	2,132,580
	4. 選挙費	27,951	24,000	51,951
補正されなかった科目に係る額		21,451,270	0	21,451,270
歳出合計		23,559,850	24,000	23,583,850

告示第125号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年10月2日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成29年9月3日	1									
平成29年9月14日			2							
平成29年9月19日	1									
平成29年9月20日			1							
平成29年9月26日	1									
平成29年9月29日			1							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成29年9月11日	道路	大和高田市根成柿地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根



大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後4時

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。

総額は、1,000円を限度とする。

7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

### 告示第126号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成29年10月16日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成30年1月4日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成29年7月1日から平成29年7月31日までの間

### 告示第127号

差押解除通知書及び参加差押解除通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年10月23日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日

平成29年10月19日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第128号

大和高田市有バス使用規程を廃止する告示を次のように定める。

平成29年10月26日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市有バス使用規程を廃止する告示

大和高田市有バス使用規程（平成14年告示第48号の3）は、廃止する。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 告示第129号

団体活動における大和高田市有バスの使用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年10月26日

大和高田市長 吉田誠克

団体活動における大和高田市有バスの使用に関する要綱の一部を改正する告示

団体活動における大和高田市有バスの使用に関する要綱（平成14年告示第48号の4）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第4条第1項第2号中「運転者」を「運転手」に改め、同項第7号中「燃料費、」を削り、「その他団体の市有バス」を「その他市有バスの」に改め、「経費」の次に「（燃料費を除く。）」を加え、同条第2項中「場合」を「とき」に改める。

第5条中「15日前」を「30日前」に、「大和高田市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改める。

第6条第1項中「場合」を「ときは」に、「5日以内」を「10日以内」に改め、同条第2項中「市有バス」を「市有バスの」に、「場合は」を「ときは」に改め、同条第3項中「場合」を「とき」に改め、同条第4項中「平成14年告示第48-3号」を「平成29年訓令第5号」に、「公務」を「公務使用」に、「場合」を「とき」に改める。

第7条第2項中「普通傷害保険」を「傷害保険」に改め、同条第3項中「場合」を「とき」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「次に掲げるいずれかの場合には」を「次の各号のいずれかに該当するときは、」に、「、使用内容を制限し、又は」を「、又は使用を制限し、若しくは」に改め、同条第1項第2号中「公務」を「公務使用」に改め、同項第3号中「運用予定経路」を「運行経路」に改め、同条第2項を削る。

第9条第1号中「してはならない」を「しないこと」に改め、同条第2号中「となるような物品を持ち込んで」を「となる物品を持ち込まないこと」に改め、同条第3号中「するようない行為をしてはならない」を「する行為をしないこと」に改め、同条第4号中「努めなければならない」を「努めること」に改め、同条第5号中「運転者」を「運転手」に、「従わなければならない」を「従うこと」に改め、同条第6号中「妨げるようなことをしてはならない」を「妨げないこと」に改める。

第11条中「要綱」を「告示」に、「財産管理課長」を「市長」に改める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

**告示第130号**

平成29年度国民健康保険税第1期及び第2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年10月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年度国民健康保険税第1期 平成29年8月28日

平成29年度国民健康保険税第2期 平成29年9月28日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第131号**

平成29年度市県民税第1期及び第2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年10月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成29年度市県民税第1期 平成29年7月26日

平成29年度市県民税第2期 平成29年9月29日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**公 告**

**公告第73号**

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年10月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	大和高田市立病院院内滅菌業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	平成30年1月1日から平成32年12月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(5) 平成29年度大和高田市競争入札参加資格者名簿又は大和高田市立病院競争入札参加資格者名簿に登録していること。</p> <p>(6) 国内の病床数300床以上の病院で滅菌業務の元請け受託実績（平成24年4月1日～平成29年9月1日の間で2年以上継続し履行した業務実績）を有する者                  ※病院とは、国が開設する病院若しくは医療法第31条に規定する公的医療機関又はこれらに準ずるものと市が認める病院（独立行政法人等の病院）とする。</p> <p>(7) 自社社員で受託業務の責任者（以下「統括責任者」という。）を専任で配置することができる者。ただし、統括責任者は、過去5年以内に医療法の規定にもとづく300床以上の病院で滅菌業務に3年以上の実務経験を有する者でなければならない。</p> <p>(8) 次に掲げる有資格者を配置することができる者                  ①第二種滅菌技師 ②特定化学物質等作業主任者                  ③第一種圧力容器取扱作業主任者                  ※（7）は（8）を兼任することができます。</p> <p>(9) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5（4）に係る暴力団排除に関する誓約書。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>イ) 5（6）については別紙（様式1）の業務実績調書と当該業務契約書の写し</p> <p>ウ) 5（7）については別紙（様式2）の業務責任者の経歴書及びその業務責任者が自社社員である証明書（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し）</p>

	<p>エ) 5 (8) については①から③までの有資格配置予定者の資格証の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年10月4日（水）から平成29年10月17日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 総務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年10月18日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書（仕様書）等の配布	<p>入札説明書（仕様書）等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年10月4日（水）から平成29年10月17日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 総務課</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成29年10月4日（水）から平成29年10月20日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市立病院 総務課 FAX 0745-53-2908</p> <p>(4) 回答方法及び期日 回答は、FAXによるものとし、平成29年10月25日（水）午後5時までとします。また回答は原則質問者にのみとします。</p>
10 入札執行の場所及び日時	<p>入札書の入開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年10月30日（月）午前11時から</p> <p>(2) 場所 大和高田市立病院放射線治療棟 大会議室</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税</p>

	事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限価格	設定しません。
17 開札結果等の公表	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院総務課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。
18 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第74号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年10月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第75号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年10月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	平成29年度自動車騒音常時監視面的評価業務委託
2 履行期間	契約締結日から平成30年3月16日（金）まで
3 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）平成29年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（調査業務）又は平成29年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の（測量・コンサルタント等）に登録

	<p>している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 平成24年4月1日以降で、元請けで官公庁発注の自動車騒音に係る調査業務等の履行実績を有する者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4(4)の要件を満たすことを証するもの（該当調査業務等に係る契約書等）の写しと4(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年10月12日（木）から平成29年10月25日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年10月26日（木）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書（仕様書）	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答</p>

についての質疑応答	票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 平成29年11月1日（水）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成29年11月2日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
8 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成29年11月7日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
9 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
10 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
11 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年11月8日（水）午前11時から (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
13 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
14 契約保証金	免除します。
15 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。



（3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

## 公告第76号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年10月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市営住宅新規募集に伴う室内改修（礒野1号棟106、2号棟203・306）
2 工事場所	大和高田市 礒野北町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年1月12日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>（2）大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。</p> <p>（3）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>（2）必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>（3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>（4）受付期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月6日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>（5）受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月7日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年10月30日(月)から平成29年11月6日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年11月15日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年11月16日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年11月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市</p>

	契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成29年11月21日（火）午前10時50分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥2,810,000-（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

## 公告第77号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年10月27日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	市営住宅新規募集に伴う室内改修（サンライズ311、サンシャイン303・305）
2 工事場所	大和高田市 材木町 他1 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年1月12日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開

	<p>始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月6日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月7日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月6日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年11月15日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年11月16日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年11月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年11月21日(火)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p>

	した入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,580,000－（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

## 公告第78号

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年10月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	浮孔西小学校緊急放送設備改修工事
2 工事場所	大和高田市 曾大根1丁目 地内（浮孔西小学校）
3 工事期間	契約締結日から平成30年2月28日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 甲種消防設備士第4類の有資格者を自社で有し、そのものを主任技術者として配置できる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（3）の要件を満たすことを証する書類（資格証及び雇用保険証等の写し）と5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月6日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月7日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月6日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成29年11月15日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年11月16日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

	<p>(1) 期限 平成29年11月20日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年11月21日（火）午前11時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥4,160,000-（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

## 公告第79号

### 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。



平成29年10月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	高田千本桜大中公園周辺他川沿いの桜剪定管理業務委託
2 履行場所	大和高田市 大字大中 他 地内
3 履行期間	契約締結日から平成30年3月31日（土）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月6日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月7日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年10月30日(月)から平成29年11月6日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成29年11月15日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年11月16日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年11月20日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年11月21日(火)午前11時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,660,000-（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第80号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成29年10月27日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 業務名	平成29年度 大和高田市航空写真撮影業務委託
2 履行場所	大和高田市 全域 地内
3 履行期間	契約締結日から平成30年3月30日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「測量（航空測量）」又は大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「印刷類（地図・航空写真）」に登録している者であること。 (2) 測量法による測量業者登録を受けている者であること。 (3) 測量士の資格を有する主任技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。 (4) 平成24年4月1日以降において、官公庁発注の同種業務を元請けで履行実績を有する者であること。 (5) 以下のすべての資格を認証取得している者であること。 ・情報セキュリティ・マネジメントシステム【ISO27001】 ・個人情報保護マネジメントシステム【JISQ15001】 ・品質マネジメントシステム【ISO9001】 (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ

	<p>と。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(9) (6) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 測量法第55条による測量業者の登録を証する書類の写し</li> <li>③ 主任技術者の資格を証する書類の写し及び雇用を証する書類の写し（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し）</li> <li>④ 平成24年4月1日以降における同種業務の契約書の写し</li> <li>⑤ 以下の認証取得を証する書類の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ・マネジメントシステム【ISO27001】</li> <li>・個人情報保護マネジメントシステム【JISQ15001】</li> <li>・品質マネジメントシステム【ISO9001】</li> </ul> </li> <li>⑥ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月13日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成29年11月14日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p>

	<p>(1) 受付期限 平成29年11月21日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成29年11月22日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年11月27日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成29年11月28日（火）午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限基準比較価格	<p>¥3,010,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**教育委員会**

**教育委員会告示第15号**

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年10月1日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,000円」を「6,200円」に、「770円」を「790円」に、「6,100円」を「6,200円」に、「780円」を「790円」に改める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

**教育委員会告示第16号**

大和高田市教育委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年10月6日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成29年10月13日（金）午前10時00分～

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 平成29年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 第23回大和高田市ふれあい「スポーツ広場」開催要項（案）について

第3号 第35回市民親子バドミントン大会開催要項（案）について

第4号 後援願について

第5号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第15号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年9月25日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年9月30日（月） 午前9時00分

2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室

3. 議 案 第1号 平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について

第2号 その他

**選挙管理委員会告示第16号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第10

0号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成29年9月30日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

1. 不在者投票所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室

**選挙管理委員会告示第17号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第2項の規定による大和高田市在外選挙人期日前投票所を次のとおり定める。

平成29年9月30日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

1. 在外選挙人期日前投票所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室

**選挙管理委員会告示第18号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

平成29年9月30日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

別紙省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

**選挙管理委員会告示第19号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の2第1項の規定により指定在外選挙投票区を次のとおり指定する。

平成29年9月30日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

1. 指定在外選挙投票区

第3投票区 高田小学校体育館(大和高田市大中東町5番15号)

**選挙管理委員会告示第20号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年9月30日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

- 1. 日 時 平成29年10月22日(日) 午後9時00分
- 2. 場 所 大和高田市幸町11番14号  
大和高田市立総合体育館

**選挙管理委員会告示第21号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成29年9月30日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年10月19日(木) 午後5時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 4階 会議室

**選挙管理委員会告示第22号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年10月2日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

1. 日 時 平成29年10月9日(月) 午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について  
第3号 その他

**選挙管理委員会告示第23号**

平成29年10月9日現在における大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月9日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

3分の1の数	19,100 人
6分の1の数	9,550 人
50分の1の数	1,146 人

**選挙管理委員会告示第24号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項、第4項、第5項及び第10項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画数は、8区画とする。設置完了日は、平成29年10月9日とし、掲示のできる日は、次のとおりである。

平成29年10月9日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵由

1. 掲示のできる日 平成29年10月10日



2. 設置場所 別紙省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

**選挙管理委員会告示第25号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を、次のとおり定める。

平成29年10月10日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵 由

1. 期日前投票所の場所

大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 3階 東会議室

2. 期日前投票所を設ける期間

平成29年10月11日から平成29年10月21日まで

**選挙管理委員会告示第26号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成29年10月10日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵 由

1. 日 時 平成29年10月10日(火) 午後5時30分

2. 場 所 大和高田市大字大中100番地1  
大和高田市役所 4階 会議室

**選挙管理委員会告示第27号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を、別紙のとおり選任する。

平成29年10月10日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵 由

別紙省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

**選挙管理委員会告示第28号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

平成29年10月10日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 松村 恵 由

別紙省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

**選挙管理委員会告示第29号**

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を、次のとおり選任する。

平成29年10月10日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 松村 惠由

- 1. 開票管理者 市役所前の掲示場に掲示済み
- 2. 職務を代理すべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

**農業委員会**

**農業委員会告示第11号**

大和高田市農業委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

平成29年10月26日

大和高田市農業委員会  
会長 今村 平治郎

日時 平成29年11月10日(金) 午後3時

場所 市役所3階 東会議室

議案

- 第1号 農地法第3条第1項について申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農業法第18条第6項について通知の件
- 第4号 その他

**公営企業**

**上下水道事業告示第15号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成29年11月1日

大和高田市上下水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
永尨設備サービス	吉井 高	奈良県大和高田市中町801-1

**上下水道事業公告第41号**

**入札公告**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成29年10月27日

上下水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(旭北町・今里町)
2 工事場所	大和高田市 旭北町・今里町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年2月28日(水)まで

4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者及び石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月6日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

	<p>(1) 郵送日 平成29年11月7日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成29年10月30日（月）から平成29年11月8日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成29年11月15日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成29年11月16日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成29年11月20日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p>

	<p>平成29年11月21日（火）午前11時45分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥12,830,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>